

## 懲戒処分の公表

大隅曾於地区消防組合は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

### 記

1 被処分者

所属：曾於消防署，職：消防吏員，男性（20歳代）

2 処分発令日

令和6年5月31日

3 処分の種類

停職5か月

4 事案の概要

被処分者は、令和6年2月8日の夜、鹿屋市内の飲食店にて飲酒後、自家用車内で約4時間仮眠し帰宅途中の2月9日未明、警察の取り締まりを受け、基準値を超えるアルコールが検出され検挙された。このことにより罰金30万円の略式命令を受けたもの。

5 処分の理由

地方公務員法違反

6 管理監督者の処分

管理監督が十分できていなかったとして曾於消防署長に口頭注意の処分を行った。

7 消防長のコメント

今回の不祥事により、住民の皆様の信頼を損ねたことを深くお詫び申し上げます。公務員としての自覚を徹底させ、再発防止に向けて取り組んでまいります。

【問合せ先】消防本部総務課（電話） 099-482-0569